

美桑が丘

《 校 訓 》

『創造敬愛』

下川中学校 学校だより

第 5 号

R2. 8. 31 発行

「いじめ」について考える

校長 藤弘 のぞみ

それは1993年(平成5年)の事件だった。

学校体育館の用具庫のマットの中で遺体となって発見された中学1年生。27年前の事件なので、30代半ば以上の年齢の方なら決して忘れていない出来事だと思う。当時、教員になって9年目、「荒れる学校」の時代にあって日々の生徒指導に頭を悩ませながらも、前しか向いていなかった若い自分にとって、それは衝撃的な事件であった。教え子を死なせるなどということは、絶対あってはならない。しかも、安心して安全であるべき学校において。何を語っても心に落ちない指導しかできない若輩の自分にとって、生徒指導の原点となる出来事だった。

学校では、6月と11月に「いじめアンケート調査」を実施している。本校でも夏休み前に実施し、いじめと思われる状況がなかったか、何か悩んでいないかを確認し、若干の聞き取りを行った。一連の取組の中で、全職員に指導の強化を指示した内容がある。「いじめはどのような理由があっても許されないことだと思うか」という問いに対し、「そうは思わない(理由があればいじめもありだ)」という生徒は皆無であるが、「わからない」と回答した生徒が何名かいた。「いじめ」に関する指導は徹底してきたつもりである。道徳が「特別の教科道徳」になったのは、上記の事件以来、少年法を改正し、国内の学校が指導に次ぐ指導を重ねたにもかかわらず、「いじめ」により命を絶つあるいは絶たれる青少年が絶えないからだ。それでもなお、本校に「わからない」と答えた生徒がいた。学校の指導は心に落ちるまでに時間がかかることを痛感し、保護者・地域の皆様には申し訳ない限りである。



「いじめ」は絶対にしてはいけない。

このことについて、「わからない」と迷ったり、疑問をもつ事があってはならない。

どの子どももどの大人も、全ての人間はこの世のだれかに愛されている大切な存在であり、一人一人が心身共に健康に生きる権利があることについて、何人も疑問をもってはならない。「生きる価値がない」といって弱者の生命を奪った若者は、裁判において判決が出てもなお、反省する心にたどりつけない。そのような若者に育ってしまったのは、なぜなのだろうか。

感染症対応でご家庭にいる時間が長い今こそ、「いじめ」について、ご家族で話していただきたい。本校生徒のほとんどは「いじめは許されない」と理解している。「いじめ」の定義(※)も理解している。しかし、「わからない」と答えた生徒がいる事実に対し、ご家庭のご協力を仰ぎたい。77名全員が、心の底から自信をもって、社会からの『いじめ撲滅』を誓うために。

※いじめの定義：一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）で、その行為を受けた子どもが心身の苦痛を感じているもの。

「いじめ防止対策推進法」 「北海道いじめ防止基本方針」 より

第74回学校祭迫る！

2学期始業式

■令和2年度第74回学校祭がいよいよ9月4日（金）に迫ってまいりました。今年のスローガンは「**Show Time ～煌めく個性 今 解き放て～**」です。7月から学校祭に向けた取組を少しずつ進めてまいりましたが、19日より本格的に学校祭特別日課が始まりました。今年度はコロナウイルス感染症対策で規模を縮小し、学年発表・生徒会企画のみの内容となっております。生徒達は3年生を中心にこれまで以上の学校祭を目標に頑張ってきています。当日は、ご観覧を控えてください。またPTA主催のバザーも行いませ

- 8：50 開会式
9：10 生徒会企画①
9：25 1年生発表
9：55 生徒会企画②
10：10 2年生発表
10：40 生徒会企画③
10：55 3年生発表
11：40 生徒会企画④
12：00 閉会式



■8月18日（火）2学期始業式が行われました。たくさんの元気な笑顔を見ることができました。始業式では各学年の代表（1年生 更谷さん・2年生 井戸さん・3年生 原田さん）が夏休みの反省や2学期の目標について話しました。2学期はすぐに学校祭を控えています。また特に3年生にとっては進路選択に関わる大切な時期となります。どの生徒にとっても充実した2学期にしてほしいと思っています。



スマホ・携帯電話 持ち込みについて考える

学校における携帯電話の取扱いについて、夏休み中に新聞やテレビで話題になっていました。文部科学省からの通知を読むと、以下の内容でした。

①携帯電話は、学校における教育活動に直接必要がないものであることから、持ち込みは原則禁止であること。ただし、やむを得ない事情の場合は、学校長に申し出ることと一時預かりなど学校での教育活動に支障がないようにすること。

②持ち込みを認める場合には、学校と生徒・保護者との間で以下の事項について合意がなされ、必要な環境整備が講じられている場合に限って認められること。

- 生徒が自らを律することができるようなルールを、学校だけでなく、生徒や保護者が主体的に考え、協力して作る機会を設けること。
- 学校における管理方法や紛失等のトラブルが発生した場合の責任の所在が明確にされていること。
- フィルタリングが保護者の責任のもとで適切に設定されていること。
- 携帯電話の危険性や正しい使い方に関する指導が学校及び家庭において適切におこなわれていること。

今後、本校でも携帯電話の持ち込みについて検討します。しかし携帯電話については学校だけでなく、家庭や地域における取組も重要です。

部活動の記録

【テニス部】

名寄・土別地区王座決定ソフトテニス大会
男子団体3位
女子 林・谷口ペア 3位トーナメント優勝

【陸上】

第39回道北ジュニア陸上競技大会
中学男子100m 立花晃士 3位

今後の予定 9月

- 8月 19日（水）～9月4日（金）まで
学校祭特別日課
9月 4日（金）第74回学校祭
9日（水）性教育（1・2年生）
10日（木）3年生学力テスト（総合A）
14日（月）校内研修
技能教科テスト週間～18日まで
16日（水）地域清掃ボランティア（予備18日）
17日（木）2年生マナー講座
21日（月）敬老の日
22日（火）秋分の日
23日（水）職員会議
（テスト前につき部活動停止～24日まで）
25日（金）2学期中間テスト 常任委員会
30日（水）生徒会役員選挙 通知表配布